

# 志木市空き店舗等活用事業補助金

志木市では、商店会等の振興及び活性化を図るため、志木市空き店舗バンクに登録された空き店舗等を活用して行う事業に対し、改装費及び賃料の一部を補助します。

## 概要

空き店舗バンクに登録された物件を活用しようとする場合に、改装不補助・家賃補助を行い、創業支援ならびに地元経済に元気と活気の創出を図る制度です。

補助内容	補助率	限度額	備考
改装費補助	2分の1以内	30万円	1事業者につき1回限り
家賃補助	2分の1以内	1月あたり5万円	営業開始日の属する月の翌月から2年間限り

○改装費補助は、空き店舗等の当初の改装工事で、当該工事が市内に事業所を有する事業者によって施行される場合に限ります。

○家賃補助は、空き店舗等の月額賃貸料で、借上げに要する敷金礼金等は除きます。

## 補助対象者

要件	
①	市内の補助金対象空き店舗等の所有者と当該補助金対象空き店舗等に係る賃貸借契約を締結し、そこで事業を行おうとする者であること。
②	市税を滞納していないこと
③	許認可を要する業種にあっては、既に当該許認可を受け、又は当該許認可を受けることが確実に認められること
④	同一の場所において5年以上継続して事業を営む旨の誓約があること (※起業から5年間の事業計画があること)
⑤	営業が週5日以上あり、かつ、1日のうち午前11時から午後2時までの3時間を含む時間に営業を行うこと
⑥	志木市商工会に加入すること。また、区域内にある商店会等に加入するよう努めること
⑦	暴力団の構成員ではないこと
⑧	その他商店会、特定非営利活動法人等が行う事業で、商店会の振興及び地域の活性化に寄与すると市長が認める事業を行うものであること



## 補助対象物件

志木市空き店舗等情報登録制度によって登録された空き店舗等で、現に事業の用に供されていない物件。詳しくは志木市ホームページをご覧ください。市ホームページURL



<http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37,63827,155,604.html>



## 申請書の提出

	提出書類	備考
①	志木市空き店舗等活用事業補助金国府申請書	第1号様式
②	事業計画書	別紙事業計画書
③	市税の納税証明書（法人の場合は代表者の納税証明書）	
④	履歴事項全部証明書	法人の場合
⑤	賃貸借契約書の写し	家賃補助の場合
⑥	工事見積書（図面含む）の写し	改装費補助の場合
⑦	商工会又は商店会の推薦書	別紙推薦書
⑧	その他市長が必要と認めるもの	



## 活用事例紹介



まいにち子ども食堂



before



after

チェリー整骨院



## 注意事項

志木市では空き店舗に関するの情報提供を行うのみで、物件の仲介・あっ旋はしていません。

空き店舗等の賃貸、売買、交渉等は当事者間で行ってください。

問い合わせ

志木市役所市民生活部産業観光課

048-473-1111（内線2162）